失踪宣告取消

令和８年（家）第４７８５号
本籍千葉県松戸市小金原７丁目19番地の２
住所東京都江戸川区東葛西７－13－17　葛西荘
申立人（失踪者）　橋立　儀一
昭和24年５月18日生
令和８年10月９日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１６８６号
本籍北海道札幌市西区八軒三条東五丁目５番
住所大阪府守口市南寺方南通１－６－１９
申立人（失踪者）　水岡　政則
昭和45年2月28日生
令和8年10月10日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（ヘ）第１号
北海道北広島市大曲工業団地３丁目７－３
申立人　共同企業体サッポロアスコン
代表者日本道路株式会社北海道支店支店長　出崎　幸男
権利を争う旨の申述の終期　令和８年10月15日
令和８年10月19日
新潟簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＮ08859
金額　329,780円
支払期日　令和8年5月25日
支払地　新潟県新潟市
支払場所　株式会社三菱ＵＦＪ銀行新潟支店
振出日　令和8年4月6日
振出地　新潟市中央区
振出人　福田道路株式会社　代表取締役　坂上　浩則
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５２４４号
大阪市東成区中本２丁目５－２
債務者　株式会社憲生総合設備
代表者代表取締役　羽生也寸志
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　長武
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１５号
大阪市生野区勝山北５丁目18番15号
債務者　株式会社ＡＳＡ森ノ宮
代表者代表取締役　上堀内滋朗
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　知子
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５７０号
大阪市東成区大今里南４丁目２番20号
債務者　株式会社プルメリア
代表者代表取締役　奥野　有香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀野　健一
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５９７号
大阪市中央区安土町１－４－５本町ビル202
債務者　株式会社アリツーファクトリー
代表者代表取締役　有馬　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森澤　真人
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６１号
三重県名張市つつじが丘北５番町150番地、前住所大阪府四條畷市部屋本町14番６号
債務者　上岡　優美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１７１５号
千葉県市川市柏井町４丁目346番地　（岡本荘203号）
債務者　渡辺　利昭
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸　盾暁
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８４５号
千葉県山武郡九十九里町片貝1995番地５
債務者　小川　誠
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　豊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３４号
千葉県市原市東五所７番地19　クリヤハイツ108
債務者　石井　一徳
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高塚　真希
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８３号
千葉県木更津市畑沢南１丁目22番26号　エンブレム壱番館Ｂ棟102号
債務者　岡崎　洵
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　恭司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第７０７号
群馬県太田市吉沢町690番地２
債務者　荻野　啓司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　崇徳
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７５６４号
東京都足立区堀之内２丁目12―19
債務者　余瀬志津子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰野　理太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８９号
東京都台東区千束４丁目40―18―101
債務者　戸坂　和広
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　政喜
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部